

泉大津市立周産期小児医療センター自動販売機設置事業者募集
仕様書

1 設置許可条件

- (1) 商品の販売単価はメーカー希望小売価格とする。
- (2) 缶タイプ自動販売機の販売品は、缶、ペットボトル等の密閉式容器を使用したものとする（安全面の観点からビンタイプの飲料は販売不可）。
販売品目にはお茶、水（ミネラルウォーター）を必ず加えることとし酒類は不可とする。また販売商品は国産のものとする。
- (3) 各自販機に対しゴミ箱を1個設置すること。
- (4) 設置したゴミ箱のゴミ（自販機製品以外のゴミも含む）は、設置業者の負担で製品補充時及びごみの量に応じて定期的に回収し処分すること。（必ず衛生面も考慮して実施すること）
- (5) 自動販売機は病院の景観を損なわないようなものを設置すること。（派手、大きな広告等はできるだけ避けること。）
- (6) 提出書類の自動販売機別販売商品予定表の内容を遵守すること。
なお、商品の変更がある場合は必ず病院側の許可を得ること。

2 自動販売機設置上での注意事項

- (1) 当院の都合により設置台数、機種、設置場所の変更をする場合がある。
- (2) 自販機の設置については転倒防止対策の措置を講じること。
- (3) 設置（入替）時期は、令和7年1月1日（水）を予定しているが、決定業者と打合せのうえ決定する。
- (4) 自動販売機設置後、クレーム等の苦情については遅滞なく設置業者が全て対応するものとする。

3 自動販売機種、台数及び設置場所

- (1) ジュース類及び軽食等自動販売機・
 - ① 缶タイプ飲料水自動販売機 5台
 - ・参考外形寸法（W・D・H）：1,200×1,000×1,830
 - ・20～30種類販売対応機
 - ② 軽食等自動販売機 3台
 - ・菓子、パン及びこれらに類する商品 10種類以上販売対応機
 - ・缶タイプ飲料水自動販売機と一体でも可能
 - ③ 設置場所
 - ・地下1階・旧売店（職員休憩室）
 - 缶タイプ飲料水自動販売機 1台
 - 軽食等自動販売機 1台
 - ・1階・ES下（自販機コーナー）
 - 缶タイプ飲料水自動販売機 1台
 - 軽食等自動販売機 1台
 - ・3階のディルーム
 - 缶タイプ飲料水自動販売機 1台
 - 軽食等自動販売機 1台
 - ・6階のディルーム

- 缶タイプ飲料水自動販売機 1台
- ・院外（正面玄関付近）
- 缶タイプ飲料水自動販売機 1台

4 災害時用備蓄水保管場所

(1) ①～⑤に各 500 ml×24本×10ケースを保管すること。

- ① 南棟3階 器材庫
- ② 南棟4階 器材庫
- ③ 南棟5階 器材庫
- ④ 南棟6階 器材室
- ⑤ 地域周産期母子医療センター3階 器材室

5 自動販売機設置後の製品補充の諸注意

- (1) 商品補充（災害時用備蓄水を含む）、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を行うこと。
- (2) 製品補充のための車両は、地下1階の駐車スペースまたは1階のスロープ前に駐車すること。図面参照。
(路上及び正面玄関ロータリーには駐車は絶対にしないこと。)
- (3) 地下1階から上層階（院外も含む）への製品補充のための搬送は、南棟エレベーター人荷用3号機を使用すること。
- (4) 製品補充時間帯は、原則午後とすること。（外来患者が多い午前中は診療業務の妨げとなるため避けること）
- (5) 製品を自動販売機に補充する際、病院という特殊な施設であることからできる限り騒音を出さないよう注意すること。